

第7回帯広市農業委員会議事録

平成28年12月22日、第7回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午後4時00分(開会)～午後5時00分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地等賃貸借の解約等の通知について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農地の転用許可申請に対する決定について
第3号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第4号	農用地利用集積計画の案の決定について

3. 署名委員 15 番 野原 幸治 委員
16 番 宮浦 伸一 委員

出欠調書

<農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	欠席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

<事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	下森 法人	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	今井 祐一	出席
農地係主任	森田 公樹	出席
農地係主任補	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	大沼 敦朗	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	ご起立願います。礼
議長	ただいまより、第7回帯広市農業委員会を開催いたします。
(委員)	それでは、議事に入ります。
議長	はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
事務局 議長	会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
議長	(なし)
事務局 議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
議長	次に、諸般の報告をさせていただきます。
事務局 議長	報告いたします。
議長	本日の出席委員は、25名でございます。
事務局 (逢坂課長)	議席番号8番 廣瀬文彦委員より欠席の申し出がございました。
議長	本日の議事につきましては、報告が3件、議案が4件であります。
事務局 (逢坂課長)	(配布資料の確認)
議長	報告は以上でございます。
事務局 (逢坂課長)	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
議長	本日の議事録署名委員には、15番 野原委員、16番 宮浦委員を指名いたしますのでよろしく願います。
事務局 (逢坂課長)	これより議事に入ります。
議長	はじめに、報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局 (逢坂課長)	(報告第1号について朗読・説明)
議長	ここで、農業者年金加入推進セミナーに出席した丸谷委員より、ご報告がございます。
丸谷委員	丸谷委員お願いいたします。
事務局 (逢坂課長)	平成28年11月30日に開催された農業者年金加入推進セミナーに関する報告をいたします。
議長	まず、主催者・来賓あいさつでは、全国農業会議会長、農林水産省参事官、農業者年金基金理事長があいさつをされ、農業者年金の新規加入に関する現状と課題、また加入推進への協力依頼についてお話しがありました。
事務局 (逢坂課長)	さらに農林水産省からは、先般の台風被害に関し、一日も早い営農再開に向けて被災農地の復旧対策に全力を挙げる旨のお話がありました。
議長	続いて、ふるさと料理人の藤清光氏による、「食はいのち～足元の宝、ふるさと料理～」と題した講演が行われました。その内容は、日本食を食べなくなった日本人の今後を危惧するものでした。特に子供の日本食離れについて多く語られ、そのことが子供の生活習慣病や生活の乱れを招いているのではないかという指摘とともに、親の責務の重大さについても説かれていました。また、「食の欧米化」が原因とされる「がん」の増加についても触れ、具体的な食品や料理法を挙げながら、がん予防と日本食についてのお話しがありました。最後に、自分と自分の子供たちの健康な体を保つためには、「食」が基本であることを理解し、「食」の現状を見つめなおしてほしいと締めくくられました。

続いて、加入推進に関する活動事例報告として、北海道本別町、群馬県嬭恋村、長崎県南島原市から報告がありました。その中では、農業委員等による戸別訪問の重要性や目標を設定することや関係機関の連携が必要であること、そして老後の保障だけでなく、保険料の前納制度や保険料控除により節税となるメリットなどを全面に出した推進活動などが報告されました。加入推進活動については、優先順位と戦略を明確にしたうえで、個別訪問などを行うことが重要であり、また制度や加入するメリットを正しく説明するために活動する側の深い理解が不可欠であると感じました。

報告は以上です。

議長
中谷会長

ありがとうございました。

それでは、私からも全国農業委員会会長代表者集会及び国会議員要請活動等についてのご報告をさせていただきます。

11月30日から2泊3日で上京をして参りました。一日目から二日目の午前中にかけて、国会議員及び農林水産省へ、十勝農委連の要請活動と先日の台風被害に関する緊急要請へのご対応についてのお礼に回って参りました。また、午後からは農業委員会会長代表者集会に参加をして参りました。内容は、第一部がパネルディスカッション、第二部は要請決議文の決議などが行われました。以上で報告を終わります。

議長
(委員)
議長

ただいまの各種報告について、ご質問等ございませんか。

(なし)

ご質問等が無いようですので、報告第1号はこれで終わります。

次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。

まず、11月分の調査結果について、河瀬調査委員長よりお願いいたします。

河瀬調査委員長
議長

(11月分について報告)

ありがとうございました。

次に、12月分の調査結果について、石崎調査委員長よりお願いいたします。

石崎調査委員長
議長

(12月分について報告)

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委員)
議長

(なし)

ご質問等が無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

次に、報告第3号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、事務局より説明願います。

事務局(逢坂課長)
議長

(報告第3号について朗読・説明)

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委員)
議長

(なし)

ご質問等が無いようですので、報告第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議 長

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(森田主任)

(議案第1号、附番50から54について調査書に基づき朗読・説明)

以上附番50から54までの5件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないことから、許可することが妥当と考えられます。

議 長

それでは、議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番53について、岩城委員よりお願いいたします。

岩 城 委 員

附番53番につきまして、意見を申し上げます。

受人は、隣接する農地にて営農を行っている農業者であります。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、規模拡大後も全部利用要件や地域調和要件については問題はないと考えます。

議 長

ありがとうございます。次に、附番54について、吉田宏一委員よりお願いいたします。

吉 田 宏 一 委 員

附番54について意見を申し上げます。

受人は、周辺農地にて営農を行っている農業者です。家族の従事状況や保有している機械の能力からみて申請農地を効率的に利用できるものと見込まれますし、地域調和要件、周辺農地への影響についても、問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ありませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第2号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長)

この案件に関する農振計画については、平成28年度農振計画全体見直しにより農業施設用地として変更することになっておりますので、農振計画変更の意見照会はありません。当該地は、申請者の父が昭和60年頃から平成17年度まで無届けによる建設をしておりましたが、平成17年度に父〇〇氏の死亡により申請人がそのまま相続したものです。父〇〇氏は農地法の知識が充分では無く、更に平成19年から平成21年におきまして、資料5ページの写真にありますとおり①から④の4棟を建設してしまいました。平成26年度に申請人の後継者である〇〇氏に経営委譲を行うため、農業委員会事務局に相談したことから無届であったことが判明したものであります。申請人は今回の一件で届出の必要性を理解し、これ以上違反を繰り返す可能性が低いことから、10年以上経過した施設については現況証明で対応し、残る4棟についてを農業委員会

議 長	<p>として追認許可をするものであります。説明は以上でございます。</p> <p>それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番7について、宮浦委員よりお願いいたします。</p>
宮 浦 委 員	<p>12月16日に現地を確認しました。申請者は農地法の知識が充分で無く、無届けでの建設を行ってしまいましたが、本人も反省をされており、違反を繰り返す可能性が低いことや子〇〇氏への経営委譲も控えている事から、今回追認として許可する事はやむをえないと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井係長)	<p>議案第2号と同じく平成28年度農振計画全体見直しの中で農業施設用地及び宅地として変更することになっておりますので、農振計画変更の意見照会はありません。申請者の子〇〇氏は現在市内で借家に住んでおりますが、本格的に営農を担うため、親の家の隣接農地に後継者住宅を建設するものです。申請地は、周辺農地の影響を考慮し、既存宅地に隣接する場所を選択しておりますので、転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番4について、飯田委員よりお願いいたします。</p>
飯 田 委 員	<p>12月16日に現地確認いたしました。申請地は既存住宅に隣接する農地で、周辺農地や営農に影響を及ぼす恐れがないこと、担い手となる後継者住宅である事から、許可する事は止むをえないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井係長)	<p>(議案第4号、一般分 附番86から100までの15件について調査書に基づき朗読・説明。)</p>
事務局(大沼専門員)	<p>(同、公社分 賃借権の設定 附番10、11の2件について調査書に基づき朗読・説明。)</p>
議 長	<p>これより議案の審議を行います。議案第4号の案件中、一般分附番87について、堀口委員が関係していますので、委員退席後に審議を行います。</p>

【堀口委員退席】

議 長

それでは、一般分附番 87 について審議を行います。

事務局からの説明に対するご質問、あるいは申請どおり認めることについてご異議ありませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり認めることと決定いたしました。

【堀口委員着席】

議 長

引き続き、議案 4 号、一般分附番 87 を除く 14 件、および公社分 2 件についての審議を行います。

事務局からの説明に対するご質問、あるいは申請どおり認めることについてご異議ありませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり認めることと決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

続いて「その他」に入ります。

中 谷 会 長

前回、私の方から欠席された中村健一委員に代わって不在地主に関する情報提供をさせていただきますが、改めて中村委員からご説明をいただきたいと思います。

中村委員お願いいたします。

中 村 健 一 委 員

不在地主、土地持ち非農家という言い方をしたり、中には地主さんが生死不明という場合があったり、地権者がいっぱいではほとんどわからないという場合もあると思います。そういった土地を、農地の場合には優良な農家に受け渡したり、あるいは一般の土地であっても、国や地方自治体が受けるというようなことを、国が有識者会議を開いて研究していくということでもあります。そして与党の議員連盟も立ち上がってきているそうです。これから何年かかるのかは分かりませんが、ようやく我々が希望していたことが、取り組まれるところまで来たということです。発端は鹿児島県の離島でそういった土地が多くあり、住民の方がなんとかしてくれという要望をし、国が重い腰を上げたということだそうでございます。

それからもう一点、実際に改正されてみないと分かりませんが、土地改良法が来年改正されるようであり、これは耕作放棄地の解消になると思われ、一番の骨子は、聞いたところ中山間地域において、地主さんに告知や許可を受けることなく耕作者が土地改良事業に参加することができるように改正されるようであり、以上であります。

議 長

ありがとうございました。

今回、事務局からは特に無いようですが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

小 倉 委 員

ちょっとよろしいですか。

議	長	20番、小倉委員。
小倉委員		今の話は、帯広市にもそういう土地があるということでしょうか。
下森局長		先ほどの話で、ケースとしては相続未登記というのがあると思います。法定相続人が登記をしないまま他市町村に転居してしまっているというような場合で、帯広市の農地は数少ないと思いますがそういうケースがあると思います。ただ、登記がなされていない場合においても、資産税課の方で現所有者という形で相続権を持つ方を管理していますので、帯広の場合はそこからあたることができると思います。
		全国的には何代にも渡って未登記の状態が続き、分からなくなってしまうことが多いようです。
		また、中山間地域では耕作放棄地も多いようですが、帯広市ではほとんどないと思いますので、もしそういった情報がありましたら、事務局の方にご相談をいただきたいと思います。
小倉委員		帯広市には遊休農地が無いと聞いているので、今後もしそういった農地が出てきたら農業委員が事務局と連携して対応していくということですね。
下森局長		そのとおりです。まずは相続をきちっとしていただくということが大前提です。資産税課の方でも未登記対策をしているようですし、また、帯広の場合は親戚の方や地域の方が大体把握をされていて大きな問題も出ておりませんが、本州の中山間地域に行くと、誰もわからないという土地が多くあるようです。
		帯広の場合は現状、農業委員会として支障が出ていることはございません。
小倉委員		わかりました。
議	長	それでは、他に皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)		(なし)
議	長	(特に無いようですので、) 以上で「その他」を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森主任補)		(事務局から連絡事項の説明及び質疑応答)
中谷会長		最後になりますが、年末を迎えるにあたりまして、皆様にご挨拶を申し上げます。
		(挨拶)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局長		ご起立願います。お疲れさまでした。